

# 一般社団法人 りょうぜん振興公社 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人りょうぜん振興公社と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県伊達市霊山町石田字宝司沢9番地1に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、青少年の健全育成及び健康と保養の増進、並びに交流人口の増加と各種情報を発信するための諸事業を行うとともに、伊達市から委託を受けた施設の管理及び運営等を通じ、市民福祉の向上及び地域活性化と地域振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年健全育成に関する事業
- (2) 自然体験及び環境保全に関する事業
- (3) 健康増進及び福祉・文化の向上に関する事業
- (4) 宿泊保養に関する事業
- (5) 観光やその他地域情報の発信に関する事業
- (6) 地域間交流等による広域交流人口の増加に関する事業
- (7) 地域との交流・連携によるイベント開催に関する事業
- (8) 防災拠点として被災者支援等に関する事業
- (9) 地場産品の普及及び販売促進等に関する事業
- (10) その他、前条の目的を達成するため必要と認められる事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 当法人の基金を引き受けた個人又は団体（以下「基金拠出者」という。）

(入 会)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第8条 正会員は、社員総会（以下「会員総会」という。）において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 正会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。
- (2) 会費の納入を半年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失による権利及び義務等)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金はこれを返還しない。
- 3 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 会員総会

(構 成)

第13条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 解散及び残余財産の処分の承認
- (7) 長期借入金、重要な財産の処分及び譲受け
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(会員による招集の請求)

第17条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 会員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故あるときは、当該会員総会において会員の中から議長を選出する。

(議決権等)

第19条 正会員は、会員総会における議決権を、各1個有するものとする。

2 特別会員は、会員総会に出席し、同総会において審議される議案について意見を述べることができる。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事の中から1名の専務理事を置くことができるものとする。

4 前項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は代表理事を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。

4 代表理事及び専務理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、それぞれ会員総会の決議を持って定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引について重要な事項を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 30 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 36 条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 37 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 38 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 39 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時会員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始前に、代表理事が事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を経て、直近の会員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 43 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 45 条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第 47 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は八城敏康とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 令和 1 年 6 月 4 日一部改定